

## 苫小牧市住民投票条例市民検討懇話会（第1回）会議録

開催日時 平成24年10月11日（木）午後6時30分～午後8時40分  
開催場所 苫小牧市役所9階会議室  
出席委員 東会長、福井副会長、高野委員、江川委員、岡委員、佐々木委員、長岡委員  
欠席委員 伊部委員  
事務局 総合政策部長（佐々木）、政策推進室長（木村）、市民自治推進課長（松岡）  
市民自治推進課主査（中村）、市民自治推進課（今村）  
報道機関 北海道新聞社記者 苫小牧民報社記者  
傍聴者 なし

### 1 開会

### 2 委嘱状交付式

### 3 総合政策部長挨拶

○事務局（佐々木総合政策部長） 皆さん、こんばんは。総合政策部長の佐々木でございます。お疲れのところ、どうもこのようにいらしていただき、本当にありがとうございます。苫小牧市住民投票条例市民検討懇話会ということで、ただいま、委嘱状を交付させていただきました。よろしく願いをいたしたいと思います。皆さん御案内のとおり、住民投票条例の懇話会につきましては、市長のいわゆる私的諮問機関ということで、これから皆様方には、常設型の住民投票条例というものの中身について御議論していただき、その結果を市長の方に提言をしていただくということになっております。本市は、当初平成18年ですけれども、自治基本条例というものを制定をしました。市民によるまちづくりという、いわば憲法というかそういった条例をつくりまして、その中にこの住民投票条例というものについての制定というものが記されているわけでございます。それに基づきまして、平成21年からですが、少しずつ市民フォーラムですとかそういったものを重ねてきまして、昨年、平成22年度ですね、「住民投票制度を考える会」という中で、常設型の住民投票条例の制定ということが必要であるというような提言をいただきまして、いよいよ、これから皆様方に常設型の住民投票条例というものの中身について御検討をいただくということになっているわけでございます。苫小牧市では、もちろん初めての取組でございますし、まだまだ他の自治体もきちっとした住民投票条例を持っている自治体が多いわけではございませんけれども、我々、自治基本条例に基づく市民による市民のための自治体として、やっぱりこれから頑張っていくということを宣言してるわけでございますから、この中の一つの指針としてですね、住民投票条例というものも我々としては大変重要な位置付けというふうに考えているところでございますので、本当に色々と皆様方には御負担をかけると思いますが、何とか色々な忌憚のない御意見、活発な御議論の中で、この条例の中身を検討していただき、市長の方に提言をしていただくということで、お願いをしたいと思いますので、よろしく願いしまして、御挨拶に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

### 4 委員紹介・事務局紹介

### 5 会長・副会長の選出

○事務局（松岡市民自治推進課長） 次に、会議に先立ちまして、苫小牧市住民投票条例市民検討懇話会の会長及び副会長の選出をお願いしたいと思います。お手元の資料にもございますように、本懇話会につきましては、苫小牧市住民投票条例市民検討懇話会設置要綱第5条第1項の規定によりまして、「懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める」こととされております。したがって、会長及び副会長につきましては、委員の皆様の中からお決めいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。会長ですけれども、どなたか立候補、推薦、いらっしゃいませんか。

●高野委員 推薦ということで。

○事務局（松岡市民自治推進課長） 推薦ですね、はい、どうぞ。

●高野委員 前回、この資料にも付いているのですけれども、「住民投票制度を考える会」の時に、コーディネーターをしていただいた東先生に会長をお願いしたらいかがでしょうか。

○事務局（松岡市民自治推進課長） ただいま、会長に東委員を御推挙される意見を頂きましたけれども、いかがでしょうか。

●会場の委員 よろしく願いします。（拍手あり。）

○事務局（松岡市民自治推進課長） それでは、東委員に会長をお願いいたします。次に、副会長ですけれども、どなたか立候補はいらっしゃいませんか。推薦ということでどなたか。

●東会長 いらっしゃらなければ、前回の「住民投票制度を考える会」で、何人かの方が今日いらっしゃいますけれども、特に住民投票条例について研究されておりました高野さんをお願いできればなと思いますので、皆さん、いかがでしょうか。

●高野委員 私としては、福井さんの方が、長く自治基本条例を研究されているので、それでもかまわないのかなと思うのですが、どうなのでしょう。

○事務局（松岡市民自治推進課長） 福井さんと高野さんという意見がありますけれど。

●高野委員 どうなのでしょう、やっぱり、年齢上の福井さんにやっていただくのが。

●福井委員 若い方でいいんじゃないでしょうか。

●高野委員 他の委員の方の御意見はどうでしょうか。

○事務局（松岡市民自治推進課長） 福井さんも高野さんも、これまでずっと検討の会議ではおられて、よく制度自体、仕組み自体を研究された方かと思いますが。

●東会長 お二人の間でお決めいただけないでしょうか。

○事務局（松岡市民自治推進課長） それでは、高野さんから福井さん。

●高野委員 僕は、年齢上の福井さんに、経験も上ですのでお願いしたいのですが。

○事務局 高野さんから福井さんという声がありましたがいかがでしょうか。

●福井委員 分かりました。はい。

●高野委員 よろしく申し上げます。

○事務局（松岡市民自治推進課長） それでは、福井委員に副会長をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

●会場の委員 はい。

○事務局（松岡市民自治推進課長） それでは、このように決まりましたので、前の席に、東会長、副会長、お二人は、前の席に移動してもらいたいと思います。

○事務局（中村市民自治推進課主査） お二人につきましては、前の席に移動していただけますか。

（東会長、福井副会長、席を上座に移動する。）

○事務局（中村市民自治推進課主査） 若干、席が空きますので、広く使われて結構ですので。

○事務局（松岡市民自治推進課長） ここからは、次第によりまして、会長にバトンタッチをしますので、よろしく申し上げます。

## 6 会議

### (1) 会議及び会議録の取扱いについて

●東会長 それでは、私の方から、以後、議事進行を進めさせていただきます。

会議次第によりますと、次は「(1) 会議及び会議録の取扱いについて」でございますが、これにつきましては、資料の4枚目ですか。「苫小牧市住民投票条例市民検討懇話会における会議及び会議録の取扱いについて（案）」がございますので、これを一通り御覧いただきまして、これでよろしいかどうかということで御検討いただきたいと思います。

まず、「1 会議について」は、会議は公開とするということで、本日も報道の方と、傍聴席も用意されておりますが、今日は傍聴者はいらっしゃいませんね。

それから、「2 委員の名簿について」でございますが、これについては、ホームページ等により公開するというので、皆さん、お差し支えないかどうか。

それから会議録について、発言の内容の記録について。

発言については全文を記録することを基本とし、場合により要点をまとめる方法によると、2といたしまして、発言された氏名については、「会長」、「副会長」、「委員」の表記とし、個人名についての記載は行わない。

それから「3 会議録の確定方法について」は、事務局が会議録確認用を作成し、修正がある場合にはそれを加えて、確定すると、各委員に確認後、公表すると。

「4 公表方法について」は、終了した会議の概要について苫小牧市のホームページで公表する。この場合において会議の概要については速報である旨、及び市民自治推進課の文責である旨を表記する。また、事後に修正の可能性があることについても表記する。全文を記録した会議録については、3により確定次第、苫小牧市のホームページで公表する。

以上でございますが、この点について、若干御議論いただきたいと思いますが、何か問題点、お気づきの方いらっしゃいますでしょうか。

じゃあ、私の方で一つだけ。

どうすべきかということで、発言者の氏名についてでございますが、「会長」、「副会長」、これは、当然どの委員であるか確定されますが、その他の委員については、「委員」の表記とする。これを、例えばA委員とかB委員とかそういう形で表記するのはどうなのか。それとも、ただ「委員」とするのか。この点について皆さんの意見を伺いたいと思ひまして。

つまり、特定の委員の意見だけ強く反映されるというようなことがあっても、また、問題かと思ひますし、大体、皆さんそれぞれ御意見が述べられたという形が取れば良いと思ひまして。ただ「委員」ですと、その委員が特定の委員なのか、あるいは多数のその他の委員なのか、ここがちょっと不明であることが果たして望ましいのかどうなのか、ということ、若干、考えておひまして、皆さんの御意見を伺いたいと思ひんですが。

●高野委員 事務局としては、支障はないのでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 特に支障はないと考えておりますが、この場合、A委員というのは、5回検討会を予定しておりますが、引き続き同一Aという形になるのか、それとも、会議ごとに変わるのか、その辺りはどのような取扱いをさせていただいたらよろしいでしょうか。

●東会長 二通りございますね、会議ごとにA、B、Cが入れ替わっているということもあれば、A委員がずっと会議を通して同じA委員ということもございますけれども。

●江川委員 同じメンバーであれば、初めから同じでいいんでないですか。

●福井副会長 すいません。逆に、皆さんの名前って公表したらまずいんですか。前の、自治基本条例の時もそうでしたけれど、名前が公表されてまして、結構、議論が誰の意見だったかが分からなくなったりですね。それで、自分の議事録を見てチェックするときも、自分のところぐらいしか読めない。膨大な量になりますから、そういうときに、自分の名前があった方がずっと読めた経験がありますので、もし、支障なければそれがいいと思ひますし、皆さんの支障があるのでしたら、最初からA、B、Cを固定しちゃった方がいいのかな。そのように思ひます。

- 高野委員 （市民自治）推進会議の方は、どうでした。
- 福井委員 名前が出てました。
- 江川委員 これとは違うんですけど、行政改革推進審議会の方は、名前が出ています。
- 高野委員 航空機騒音対策協議会とかも、公開されているんですが、議事録に名前が出ていたんじゃないかと。多分、出ていたはずですよ。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 事務局といたしましては、名前が出ている場合、出ていない場合、どちらの取扱いでもかまわないと考えておりますので、委員の皆さんの同意が得られるのであれば、氏名表記ということも一つの方法であろうかと思っております。ただ、会議の性質を色々考えた時に、A、B、Cの方が望ましいという考え方もありうるかと思っておりますので、懇話会の皆さんのお考えで決めていただければと思います。

●東会長 A、B、Cにするか、各委員の名前を表記するかということですが、それぞれに発言に責任を持たなければいけないということで、個人名を表記するという方法もありますが、発言が公開されることによって、場合によってはその発言が何らかの非難を受けるということもございますし、その辺りは、会長、副会長は仕方がないと覚悟しておりますが、他の委員の方は、その辺りはいかがなのでしょうかとということですが。

●岡委員 氏名表記で、特段、私は問題ないかなと考えています。

●東会長 特に匿名を希望されるという方いらっしゃいますか。1名でもいらっしゃれば、やっぱり意思を尊重した方が望ましいと思っておりますが。全員「かまわない」、「支障ない」ということであれば、岡委員がおっしゃったような形でですね、公開される会議録ですね。個人名を表記することになるかと思っておりますが、いかがでしょうか。

●高野委員 いいんじゃないでしょうかね。異論がなければ、責任を持つというのも悪くはないのかな。

●東会長 公開されている、傍聴も許されているということで、じゃあ、氏名を表記して発言を記録すると。公開するということがよろしいでしょうか。では、異議なしと認めます。

その他について、何か会議録の取扱いについて、問題点はございませんでしょうか。

特にないということであれば、次の(2)の「懇話会の検討スケジュール予定について」に移らせていただきます。

## (2) 懇話会の検討スケジュール予定について

●東会長 事務局の方の案でございますが、主な個別論点ですね、これを抽出いただいております。第1から第16までございまして、1回に5つ又は6つの論点について検討するということが、第1回から第3回までが予定されております。

その後の第4回と第5回では、議論の整理集約ということですが、論点の数からすれば、

こういったスケジュールになるかと思いますが。

論点につきましても、議論が相当ある論点と、そうではない論点もあると思いますので、一応、これを一つの目安として、第1回から第3回まで、場合によっては第4回に多少食い込むかもしれませんが、そういった形で個別の論点について御検討いただいて、第4回、第5回でそれをまとめると。そういう方向はいかがなのかなと考えますが、皆様の御意見はいかがでしょうか。

月に1回開催ということで考えられておまして、それぞれの御予定もあるかというふうに考えますが、ウイークデーですね、非常に勝手なこと申し上げて恐縮なんですけど、火曜日、水曜日、木曜日のいずれかのこの時間ですね。今日と同じ6時半くらいの時間から2時間程度を予定できればと考えておりますが。特に曜日によってですね、この曜日が不都合であるとかございましたら、先にお伺いして調整を図りたいと考えておりますし、また、時間についてもですね、若干、早い方がいいという方もいらっしゃるかもしれませんが、あるいは7時の方がいいという方もいらっしゃるかもしれないので、率直な御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●佐々木委員 開催の時間については、私としましてはこの時間がちょうどいいと思っております。

●東会長 他の委員の方、何か不都合等はございませんでしょうか。曜日については、いかがでしょうか。私は、火曜日、水曜日、木曜日というふうに限定させていただいて恐縮なんですけども、勤務先の授業の関係等もございまして、できれば火曜日、水曜日、木曜日の水曜日、木曜日いずれかであると都合がよいと。今日は木曜ですが、できれば水曜の方がよいかと。他の方のご意見もございまして、いずれかで。

●高野委員 曜日の話もあるんですけど、この5回で本当に終わるのかどうかという問題も、多分話していくうちに出てくると思うんですけど、報酬の問題とかそういう問題とかがあつて。また、自治基本条例の時のように勉強会みたいなものを途中で入れなきゃならなくなった場合、事務局の方で調整して、時間を設けたりということはできるものなのでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 原案といたしましては、勉強会について設ける予定はしておりませんので、この5回の議論の中で、一定の方向性を見い出せばということで考えております。ただ、勉強会という形になりますと、報償の支給がない形、つまり、任意の開催という形になってしまいますが、皆様方からのそういう声はかなり多いようであれば、検討したいと思えます。

●福井副会長 最終的の市長に提言するときの形というのは、これを見る感じでは、方向性だけみたいな感じですけども、原文を作るとかという作業は、この中ではしないのですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 原文を作るとかいう形の作業は、また次のステージになろうかと考えておまして、本私的諮問機関につきましては、あくまでも個別の論点についての考え方を整理をしていくというような位置付けでございます。

●東会長 条例案までを作るものではないということですね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そういうことでございます。

●東会長 本日も非常に大量な資料を御用意いただきまして、後半の方には、立法例や各自治体の条例が収められております。これをやはり、各委員が勉強しなければ非常に大変であります。自治体によってそうそう大きな違いがあるわけではないので、基本的なところはいくつか集約できると。それは、論点として抽出されているところが、まさにそれであって、その検討の過程で、各自治体の現に存在します条例を参照するという趣旨かなというふうに考えておりまして。まあ、全部皆さんに、読みなさいという趣旨ではないんじゃないかと最初に牽制してみたいと思うんですが。

●江川委員 ここに来てこれを見ただけでもう。

●会場の委員 （笑い）

○事務局（中村市民自治推進課主査） 資料につきましては、全て理解をしていただくという趣旨で作成したものではありませんので、あくまでも他市の規定例ですとか、他市でどうなっているのかというところが分かるように、辞書的な使い方をしていただければと思います。

●東会長 ということで、特に個別の勉強会を開くというところまでは、今のところはないのかなと思います。

●高野委員 （資料の）表を見れば、年齢要件とか論点分かる。これはどこかの自治体で作ったものですね。茅ヶ崎市が作った表、こういうのがあれば、ある程度は見て分かるのかなと思いますので。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 事務局といたしましても、会議の時にいきなり全ての資料をという形になると、なかなか議論も難しいところがあるかと思いますが、必要に応じて、委員の皆様方に資料の提供をしたいと考えておりますので、そのような形の対応をお願いできればと思います。

●東会長 ということで、一応、5回予定されておりまして、実際にこれは非常にタイトなのか余裕を持ったものなのか、今後の議論の展開によって変化するとは思いますが、一応、5回を前提として最後の2回は整理集約ということになっておりますので、個別の論点の議論が多様な展開を見せた場合には、4回に論点の検討がずれ込むというくらいの考え方で、この5回を前提にして進めてみたいと思うんですが。やはり、5回ということで予算も予定されていると思いますので。

実際に議論が深まれば、それは議論は果てしなくなると思います。ですが、一応の方向性を示すということで、会議の中の回数の中で議論をまとめていくと。十分な統一的な見解に至らない場合もあるかと思いますが、そういうときは、両論併記というような形で、会議としてこういう議論があったということで、この回数でまとめていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、5回ということで、10月、11月、12月、1月、2月ですね。先の方の

スケジュールですが、皆さん、まだ未定なところも多いと思いますが、曜日について特に不都合な曜日ございませんねというところだけ確認させていただきたいのですが。不都合がなければ、事務局と相談しながら火曜日、水曜日、木曜日のいずれか6時半から8時半という形で、会議を入れていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

●会場の委員 はい。

●東会長 そのようにさせていただきます。

### (3) 住民投票制度に係る個別論点の検討について

●東会長 次にですね、「(3) 住民投票制度に係る個別論点の検討について」。もう、早速、そうなっているわけですが。個別論点、スケジュール、予定について、ここに記されておりますけれども、更に御用意いただいた資料ですね。これもかなり詳しく書かれておりますので、今日のところはどこまで進めていいのかということで、事務局の方のお考えをまずお伺いしたいのですが。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 一応ですね、毎回5項目ずつを予定しておりますので、それぞれの項目につきまして、資料と併せまして事務局の方から簡単な説明を各項目ごとにさせていただきたいと思います。

●東会長 そうですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） その項目の説明終了後、再度、御議論いただいて、次の議論という形がよろしいかと思えます。

●東会長 今、事務局の方から御意見をいただきましたので、事務局の方の考えで御異論がなければ、事務局の方からまず一番目の論点について、簡単に御説明いただきたいのですが。

○事務局（中村市民自治推進課主査） それでは、個別論点の検討についてということで、まず、配布しております資料について補足の説明がございますので、説明させていただきたいと思えます。

まず、今、スケジュールとしてお配りをした紙の次のページになりますけれども、「住民投票制度についての検討結果（提案）」と書かれている資料があろうかと思えます。これにつきましては、平成22年度に「住民投票制度を考える会」が住民投票制度についての検討結果として、平成23年3月29日に市長に提出をしたものでございます。「住民投票制度を考える会」からは、既に提案をいただいておりますが、検討は終了しておりますが、同会からは、「本市における常設型住民投票条例の制定に向けて、前向きに検討すること」という提案をいただいたところでございます。

次に、机の上の資料でございますが、簿冊形式ではございますが、まず厚いファイルの備付資料と書かれている大きいファイルでございますが、その内容について簡単に説明したいと思います。

まず、1つ目は「苫小牧市自治基本条例の趣旨及び解釈」になります。

2つ目は「苫小牧市市民参加条例運用の手引き」になります。



3つ目は「他市関係資料」といたしまして、常設型住民投票条例を制定している各自治体の例規、あるいは解説等につきまして、インターネット上で掲載されているものをまとめたところでございます。事務局といたしましては、現在、常設型住民投票条例を制定している自治体として47の自治体を把握しているところでございます、その47自治体の資料を添付させていただいているということになります。

なお、この資料の冒頭から3枚目辺りになりますが、平成23年4月に神奈川県茅ヶ崎市さんが「住民投票制度の調査・研究」ということでまとめられた資料の中から「常設型住民投票条例 項目別一覧表」というものがございますので、これを参考までに添付してございます。これにつきましては、比較の見やすい形式で作成されている資料ということでもございまして、個別論点を検討していく中で、他市の動向を知る意味においても有益な資料かと考えられますので、御活用いただければと思います。

それでは、資料の説明はここまでといたしまして、個別論点について、個別論点第1の「住民投票制度の意義と位置付け」について、説明に入らせていただきたいと思います。薄いフラットファイルを御覧いただければと思います。

## 【第1 住民投票制度の意義と位置付け】

○事務局（中村市民自治推進課主査） それでは、一つ目の項目でございますが、この項目につきましては、論点整理というよりは、そもそも、なぜ住民投票制度が必要であるのかですとか、また、その意義はどういうものなのかということを確認すること、また、いかなる案件についても、直ちに住民投票を実施するという趣旨ではなく、その前段としての市民参加制度であったり、また、十分な情報提供による活発な議論を経た後の住民投票の実施が求められているということを確認する趣旨の項目になろうかと考えております。

また、住民投票制度につきましては、議会や長の固有の権限を侵すというのではなくて、間接民主制を補完する制度であるということを確認する趣旨の項目になろうかとも思われます。

住民投票制度につきましては、苫小牧市自治基本条例第6条におきまして、「市政の重要な課題に関する市民の意思を直接確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を行うことができる」としているところでございます。

まず、1つめの「住民投票制度の意義」につきましては、これまでは、「住民と議会」あるいは「住民と長」との間に、大きな意見の相違が見られる場面におきまして、住民投票が実施されてきたものと考えられるわけでございます。しかし、今後、公共サービスに求めるイメージ、あるいは価値観が多様化する中で、市民生活に重大な影響を及ぼすことが想定される市政の重要な課題に対しまして、市民の全体の意向を的確に把握し、最終的な判断を行うことが必要になろうと考えているところでございます。

2つめの「住民投票制度と市民参加制度との関係」につきましては、議論を重ねた末にどうしても合意に至らない場合に、住民投票が想定されること、また、住民投票を実施する場合におきましては、その前提として、十分な情報提供、あるいはそれに基づく活発な議論が不可欠であると考えられるところでございます。

市政の重要な課題でありまして、多様な段階における参加の仕組みで代替が可能なもの、また、他の仕組みが適切に機能しているということであれば、住民投票の実施に至らないケースも考えられるところでございます。

3つめといたしましては、「住民投票制度と間接民主制との関係」でございますが、これにつきましては、現在の地方自治制度は、議会と長の二元代表制により意思の決定がされているところでございます。ただ、住民投票制度というものは、間接民主制を否定すると

いう趣旨のものではなく、間接民主制を補完する制度としての位置付けがなされるものであると考えられるものでございます。

それから、参考資料といたしまして、自治基本条例第3条及び第6条の解説部分の抜粋、苫小牧市における主な市民参加制度を一覧にしておりますので、併せて御確認をいただければと思います。

論点1につきまして、事務局の説明は、以上でございます。よろしく申し上げます。

●東会長 要点をピックアップして御説明いただきましたが、これについて全部きっちり目を通すだけでもですね、かなり大変な作業かと思えますけども、住民投票制度についての位置づけということですので。これについては、検討内容について今ピックアップして御説明いただいた部分について何か御意見があれば、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、私の方から一つ事務局の方に、こういう立法例があるかどうかということでお伺いしたいのですけれど。

論点整理の1のところですね、住民投票制度の意義についてのところでございますが。これまでは、「住民と議会」や「住民と長」との間において大きな意見の相違が見られる場面において、住民投票が実施されてきたということですが、「長と議会」の意見が対立した場合に住民投票が行われると、そういうような事例というのは、これまで御覧になった中でございませぬでしょうか。

もちろん、地方自治法上、長と議会が対立したとき、それをどうするかというその制度はございませぬけれども。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 直接的に長と議会とが対立した事例がこれだというものを、現在、持ち合わせていないのですけれども、考え方としては、議会と長が対立しているような中で、例えば、一方が住民投票というような手法を使って打開策を考えるということは、理論的にはあるのかなと思います。

●東会長 高野委員、この辺りで、何かご存じないでしょうか。

●高野委員 リコールしたというのは聞いたことがあるんですが。対立した時に、首長の方から議会を解散するという解散を請求した事例は、見たことがあります。

東先生がおっしゃったように、長と議会が対立したときに、それを住民に投げかけるというのは、見たことはないですね。たしかに、中村さんがおっしゃるように、理論的にはできるとは思うのですが、多分、そこまでに至る前に解散するとか、多分、そういう手立てになっているというのが現状なんじゃないかな。

●東会長 今、そういう質問をした頭にあるのはですね、フランスの大統領の場合ですが、国民投票に付託するという権限がありまして、議会を飛び越えて立法するということも可能なんですね。そういったことが、日本の地方自治体、つまり、一種の大統領制、首長制ですので、ある政策について議会と長が対立した場合に、長に住民投票付託権を与えるというような、そういう例がないのかなということでもちょっとお伺いしたのですが。

○事務局（中村市民自治推進課主査） その議論といたしましては、まず常設型の条例が既にあるという前提で、首長が権限を行使してこれを使うということは、理論的にはあり

うるかと思えます。対立するような、対立が繰り返されてきたというか、対立が現実になされてきた自治体の議会においては、個別、常設型の住民投票条例というのは、なかなかその時点では成立しなかったところかと思えます。

●東会長 そうですね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） その、何といいますか。対立をしていると、そもそも条例案を提案したとしても、条例案を議会で否決されるということになりますので、現実的にはリコールによる方法しか現状としては打開するのが難しいのかなと思えます。

●東会長 それと、もう一点ですね。誤解があると困るので、確認するという趣旨でございますが。その下の「公共サービスに求めるイメージや考え方」の部分の中に、「市民生活に重大な影響を及ぼすことが想定される市政の重要な課題に対しては、市民全体の意向を的確に把握し、最終的な判断を行うことが必要となると考えられる。」とあります。ということで、「最終的な判断を行う」と、「最終的な判断」と。これは、住民投票を最終的な判断にするという趣旨ではなくて、住民投票の結果を受けて、長なり議会なりが、最終的な判断を行うと、そういう趣旨でこれは書かれているということですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） はい。

●東会長 つまり、会議の中でいずれ論点として議論になるところですが、これまでの自治体の住民投票条例では、効力の問題ですね、諮問型ということで法的拘束力を認めない形が全部でしょうか。あるいはほとんどでしょうか。そのように思われますので、そういう意味で、誤解を生むことがないように確認させていただいた次第です。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 次の論点にも若干重複してくるところかと思えますが、意思決定型というか拘束型の条例でないとしたら、最終的な判断というのは、その、法的な最終的な判断という意味では、あくまでも住民投票の結果が最終的な結果とイコールになるということが保障されているものではないということで、その間には、当然、最終的に決定する、具体的は市長の判断というものが入る形になるのが諮問型制度かと考えているところでございます。

●福井副会長 すいません。これ、一番最初のところに巻町のことをうたっていますけども、大分前の話で、はっきり覚えていないんですけど、巻町の時は、結局、住民投票が何の効力もなかったようなイメージがあるんですけども、違いましたか。

最初に住民投票を町にやって欲しいとお願いしたところ、町の方では、全然やってくれなくて、ボランティアというか、一般市民が独自に住民投票をやったのですけども、それを持って行った結果、自分たちが勝手にやったものは何の意味もないということではじかれて、それでは、はじかれたいめにはどうしたらいいのかとそのグループが今度は議会にメンバーをどんどん送り込んで、過半数になるくらいまで議員さんを送って、それで住民投票を勝ち取って、きちんとした形でやったのですけども、結果を首長が、確か、全くなんか無視するようなことになって、最後リコールとなり、といったことではなかったでしたか。

●高野委員 そのような話でした。

●福井副会長 そうでしたよね。それで、非常に住民投票の無力さを何か知らされたような一例だったかなと思うのですけども。

○事務局（中村市民自治推進課主査） その部分については色々、多分議論があろうかと思うのですが、巻町においては初めて条例による住民投票を行った自治体であったという大きな意味があったのかなど。これは、個人的な考えですが。

ただ、これがスタートとして、全国的に住民投票条例の機運が高まったというのも一面ではあろうかと思しますので、それが最終的な結果と結びつくかどうかということの問題もあろうかと思いますが、それ以上の意味を持っていたということで、一般的に住民投票条例を解説している書籍とか、住民投票の議論がされてきた中では、巻町が初めて住民投票を実施したというような解説がなされています。

福井：何か、イメージでは岩国市だとか、そちら方がイメージが強かったのですが。

高野：岩波新書の今井一さんの本に、多分、詳細が載っていたかと思います。

○事務局（中村市民自治推進課主査） その辺りは、確か、今井先生の岩波から出ている本で、その辺りの経過が詳細に書かれていたように記憶しておりますが、全てについて、現時点で御説明できる形ではないです。

●高野会長 事務局の方で、後で、「何かこういうのありますよ」というのを委員の方にお示しするのもいいのかもしれないですね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 分かりました。後ほどですね、どのような形の投票があったのかというのが簡単に分かるような物を提出したいと思います。

●東会長 今の御質問もまた、後々に論点となる住民投票の効力についてですね。これについての議論につながるかと思いますが、ここでは、住民投票制度、市民参加制度との関係、それから間接民主制との関係について整理いただいて、市民参加の制度の一つであると、これだけじゃなくて、それ以外にも市民参加の制度があって、その制度を利用しても結論に至らなかったときに、最終的に住民投票が実施されると、そういう道を開いていこうということですよ。

それで、間接民主制との関係では、やはり二元型代表制の市長、苫小牧市ですと市長と議会という二元型代表制、間接民主制のシステムをこれはもうとられていると。制度としてこれはあるわけですし、その制度を補完する、「おぎない、まったきものにする」という意味で、住民投票の制度が考えられているわけですので。

住民の意思の表明というのは、選挙と、それからこういう住民投票制度がございますけども、選挙の場合は一定の任期をおいて一定の期間毎に行われると。その間に市政にとっての重要な課題が生まれて、時として、市長なり議会なりが選出された時の民意と、民意が変化するというケースが見られるであろうと。そういったときに、国であれば衆議院解散総選挙なんていうのがありますけども、そういうことではなくて、住民投票という制度を通じて一つの個別の政策について市民の意思を聴く制度、これを予め設定しておいて、その表明された市民の意思を議会なり長なりが十分尊重した上で、政策を決定していく

と。

これは、まあ、完全に法的に拘束されるということであると問題があるということがこれまで指摘されておりますので、最大尊重すると。尊重するというだけでは意味ないのではないかという御意見もあろうとは思いますが、最大に尊重しないでやったら、ひょっとしたら次の選挙で落選するかもしれないということもありますので、議員なり市長なりは、それなりに尊重していこうという前提で、諮問型というのが各自治体で立法例の中に見られるわけですね。

ここでは、地方公共団体においては、二元型代表制、間接民主制の仕組みがとられていて、それを補完するものとしての住民投票制度であるという位置づけを確認すると、住民投票制度以外にも市民参加の制度があって、そちらの方がより日常的に活用しやすい制度なので、現に、それは機能していますので、そういったところでカバーしきれない部分について、予め住民投票制度を常設型の条例によって作り出していこうというのが、既に方針として決まっております、それに至る過程で、現行上の論点を整理するというところでよろしいですね。

ということで、第1につきましては、住民投票制度の位置付けということにつきましては、そういったところで、大きな議論は特になかろうかと思っておりますので、次の第2の御説明をいただきたいと思っております。

## 【第2 個別設置型条例と常設型条例】

○事務局（中村市民自治推進課主査） それでは、「第2 個別設置型条例と常設型条例」につきまして、御説明いたします。

この項目につきましても、論点整理というよりは、住民投票条例については、「個別設置型条例」あるいは「常設型条例」の2つに大別されるということの確認。また、それぞれの特徴につきまして確認することを目的として、項立てしているものでございます。

先ほどもお話ししましたとおり、「住民投票制度を考える会」が平成22年度に検討を行いました。その中では、自治基本条例第6条において「別に条例で定める」ところによる住民投票条例として、常設型の住民投票条例が必要であるという結論をいただいているところでございます。

「1 個別設置型条例」につきましては、住民の意思を確認する必要がある場合に、議会の議決を経て制定するものでございますが、議会での条例案の議決が必要となることもありまして、他市の事例におきましても、住民投票の実施に至ったケースは少なかったのが実情ではないかと考えているところでございます。

それから、「2 常設型条例」につきましては、一定以上の署名が収集された場合に、一般的には住民投票が実施されるということもありまして、この意味からも、市民の市政への参加が保障されるというものでございます。

常設型条例を制定するということは、苫小牧市自治基本条例第6条における仕組みとしての住民投票制度が明確に担保されるということになるかと考えているところでございます。

論点第2につきまして、事務局の説明は、以上でございます。

●東会長 ありがとうございます。今の事務局の御説明に対しまして、何か御意見ございますでしょうか。

今の説明にもございましたように、平成22年度に行われました「住民投票制度を考える会」の議論ですね、これは5回行われたんですが、そこに参加された方、今日も何人

かいらっしゃいますけども。最初の3回くらいまでは、非常にいろんな多様な意見がありまして、意見の対立等もあったのですが、回を重ねる中で集約されてまいりまして、最終的には皆さんハッピーエンドということで落ち着いた経緯がございまして。常設型に至るプロセスも、決して単調な道のりではなかったと、相当議論を重ねた結果ですね、この「住民投票制度を考える会」の方では、常設型ということに落ち着いたという経緯がございまして。

今の御説明にもございましたように、個別型の場合、問題が起こったその都度、どういう制度でやるか、いってみれば泥縄的などころがございまして、常設型でこういうことについては、住民投票は可能だよということですね、制度を作っておいた方がいいんじゃないかということで、結論に至ったわけがございまして。

また、後に議論があると思いますが、常設型の住民投票ですね、どういう場合にできるのかという要件の中の一つとして、一定以上の署名が収集された場合、さっきの説明にもございましたように、こういったどういう要件が整えばできるのかというところで、一つ署名がございまして、署名の数等が議論になるかと思っております。一定の署名に基づいて、市民の方から求めてですね、住民投票を実施するというのが一般的だろうと思っておりますけれども。そうではない場合、私が最初に少し発言させていただいたように、長の方があえて住民投票に付託するというようなことはありえないのかなというのも少し頭の中にございまして、そういう立法例が特に他の自治体がないということであれば、殊更ですね、長にそういうものを認めるということ、特に私が固執しているわけではございませんので、その辺り、誤解なきようお願いしたいのですが。

常設型といっても、署名の要件に非常に高いハードルを設ければ、事実上、使えないようなものになるわけですし、また、あまりにも低く設定すると、制度が濫用されるという危険もございまして、今後、個別の論点の議論の中で、そういったところが問題になるかと思っております。

今、ざっと軽く、個別型、常設型条例について御説明いただいたわけですが、特にまたこの点について御議論がなければですね、次の第3の論点の方の説明を事務局の方をお願いしたいと思うのですが。何か御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、第3の方の御説明をお願いします。

### 【第3 投票結果に対する拘束力と尊重義務】

○事務局（中村市民自治推進課主査） それでは「第3 投票結果に対する拘束力と尊重義務」につきまして、御説明いたします。

この項目につきましては、住民投票による投票結果について法的拘束力を持つ「拘束型」の住民投票条例を制定することは困難であるということ、また、それを前提として考えられる「諮問型」の住民投票条例における尊重義務というものは、どのようなものであるのか。尊重義務が課せられる主体の範囲につきまして、また、尊重義務を果たした上で、投票結果と異なる決定を行うことができるのかどうかについて確認することを目的として、今回、項目立てしているものでございます。

「1 投票結果に対する拘束力」につきましては、法律による住民投票、例えば、地方公共団体の議会の解散に関する直接請求の住民投票の例でいいますと、地方自治法第78条では、「解散の投票において過半数の同意があったときは、解散するものとする。」、つまり、「解散するものとする」という確定的な書き方をしております。このように、投票結果に対する効力を確定的に規定するもの、これが結果に対する「拘束力」と呼ばれているも

のの規定例でございます。

しかし、住民投票の結果に対して拘束力を持つ規定につきましては、「法律の範囲内での条例制定権」を逸脱するおそれがあるということから、これまで他市町村において条例により実施された住民投票は、全て諮問型によるところでございます。

次のページの「2 投票結果に対する尊重義務」につきましては、諮問型による住民投票条例とした上で、住民投票の結果についての尊重義務を課する場合の対象をどのように考えるのかということが論点としてあります。

理論上は、尊重義務が課せられる対象として考えられるのは、「議会」、「市長」、「市民や住民」であります。苫小牧市自治基本条例第6条第2項におきましては、「市は、前項の住民投票の結果を尊重するものとする。」との規定がございます。この規定における「市」の定義につきましては、自治基本条例第2条の定義規定の中で「議会及び市長その他の執行機関」であることから、住民には尊重義務が課されていないという整理がなされているものでございます。

また、「尊重義務」につきましては、「住民投票の結果を慎重に検討し、これに十分な考慮を払う。」ということでございます。この尊重義務を果たした上で、住民投票の結果と異なる決定を行うということは、可能であるものと考えられます。

なお、参考資料といたしまして、住民投票制度の拘束力についての考え方を添付してございますので、併せて御確認をお願いします。

論点第3につきまして、事務局の説明は、以上でございます。よろしく申し上げます。

●東会長 ありがとうございます。今、御説明にありましたように、投票結果に対する拘束力について、法的拘束力を持たせる制度というのは、これは法律的に問題があるということで、諮問型が一般的であるということ。それから、投票結果に対する尊重義務、これも法的な義務ではないとなるわけですが、これに対して十分な検討なり尊重なりということで、市長、市議会はこの結果を真摯に受け止めなければならない。それが、尊重義務であると、簡単に言えばそういう趣旨かなと思われませんが。

参考資料として添付されてあります「住民投票制度について」とありますが、これは、「北海道町村会 法務支援室ホームページより」と書いてありますが、「北海道町村会法務支援室」とは、どういう機関でしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 北海道町村会の中で法務的なことを支援をするために、自治体向けの法制度の設計ですとか、法の解釈ですとか、問題になるようなことをホームページでまとめておりまして、北海道の町村の法務を支援するという位置づけで設置され、活動されているものと認識しております。

●東会長 町村でこういったものを連合で設置しているということでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 北海道町村会という組織において、当然、北海道町村会ですので、町村の皆さんの意向もあってのことだと思いますが、このような形での支援体制といいますか、法務支援室というようなホームページの中で立ち上げ、支援している形かと思えます。

●東会長 会の所在地はどこですか。札幌でしたか。

○事務局（今村市民自治推進課主任主事） はい。そうだったかと思えます。

●東会長 何人かの職員を抱えて活動をしているわけですか。

○事務局（今村市民自治推進課主任主事） はい。出向です。

●東会長 各町村からの出向ですか。

○事務局（今村市民自治推進課主任主事） はい。町村からの出向職員と、町村会のプロパー職員で構成しているものと承知しております。町村会や町役場村役場からは随分と頼りにされていて、町村は、随時、こちらの支援室とやりとりをして、法的な解釈をしたりということのようです。

●東会長 そうですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 補足させていただきますと、住民投票条例の拘束力の考え方につきましては、別冊ジュリストの地方自治判例百選の中で一部判旨として掲載されているものがございます。この関連する部分の判旨について、御説明させていただきますけども。

「仮に住民投票の結果に法的拘束力を肯正すると、間接民主制によって市政を執行しようとする現行法の制度原理と整合しない結果を招来することにもなりかねないのであるから、右の尊重義務規定に依拠して、市長に市民投票における有効投票の賛否いずれか過半数の意思に従うべき法的義務があるとまで解することができない」というような判旨でございます。

●東会長 それは、何年のどこの判決ですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 平成12年5月9日の那覇地裁での判決です。

●東会長 地裁レベルの判決ですが、諮問型に限られると。拘束型というのは問題があるということですね。

ということなので、この二つの型が考えられるわけですが、やはり、現状では、諮問型を採らざるを得ないということですので、それ以上、ここでは議論の実益なしということになろうかと思えます。

同様に、尊重義務についても同じことが言えると思われまますので、この件についてはですね、諮問型の住民投票制度でその結果を市長なり議会なりが尊重しなければならないと、その辺りで落ち着く以外にないのかなと。こういうことだろうと理解するところでございます。何か御意見はございませんでしょうか。

なければ、「第4 住民投票の対象事項」について、事務局の方から御説明していただきたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

では、次の説明をお願いします。

#### 【第4 住民投票の対象事項】

○事務局（中村市民自治推進課主査） それでは、「第4 住民投票の対象事項」につきまして、御説明いたします。



この項の本編の説明に入る前に、理解が進むよう、添付をしてございます参考資料の4-1を御覧いただきたいと思ひます。

「対象事項についての他市町村規定例」を御覧ください。これにつきまして、まず簡単に説明させていただきます。

この資料につきましては、住民投票に付することができる事項について規定をしている他市町村の例でございますが、例として、広島県広島市、神奈川県川崎市、千葉県我孫子市、神奈川県大和市の例を掲載しております。

広島市の住民投票条例を例にして説明いたしますと、第2条におきまして、住民投票に付することができる事項につきましては、「市政運営上の重要事項」とした上で、それを「現在又は将来の市民の福祉に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるもの」と規定をしているところでございます。これについて住民投票を行うことができるものでございますが、これにつきましては例外があります。このような「市政運営上の重要事項」であっても、第2条の各号、括弧1から括弧5までに書かれている部分でございますが、この各号に列挙されている事項につきましては、住民投票に付することができるものから除く、つまり、住民投票に付することができないという規定をしているところでございます。

このような条例の作り方が、住民投票に付することができる対象事項として規定しております常設型条例の一般的な事例であると考えられます。他市の常設型住民投票条例においても、おおむねこのような作り方となっているところでございます。

次のページを見ていただきたいのですけれども、「除外規定なし」と書かれている大和市の住民投票条例の規定例を御覧ください。

大和市住民投票条例では、住民投票を行うことができる重要事項につきまして、第2条において「市全体に重大な影響を及ぼす事案であつて、住民に直接その意思を問ふ必要があるもの」としております。その上で、特にこの項目から除外する事項を定めているものではございません。

大和市では、住民発議に要する署名数を3分の1としており、この数の署名を集めた事案につきましては重要事項であるという考えから、重要事項であるけれども住民投票を行わないといった除外事項を設けていないところでございます。3分の1の署名数につきましては、常設型の住民投票条例においては、比較的、高い数値であると考えられます。

以上、簡単に説明させていただきましたが、本編の方の「第4 住民投票の対象事項」の説明に入らせていただきたいと思ひます。

苫小牧市自治基本条例第6条では、市政の重要な課題に関する市民の意思を直接確認するため、別に条例で定めるところによりまして、住民投票を行うことができるとしておりますが、具体的に住民投票を実施するための項目について検討する必要があります。

論点整理の1番目としまして「1 対象事項となる「市政の重要な課題」の考え方」については、「市政の重要な課題」とは、具体的に何を規定しているのか、あるいは、それとも、条例上の「市政の重要な課題」という言葉について特別に規定を設ける条例上の意味というものはなくて、そのため、対象事項の範囲については、可能な限り広く捕捉するような考え方とすべきなのかということが、議論になろうかと思ひます。

それから、「2 住民投票の対象事項から除く必要があると考えられる事項」につきましては、「市政の重要な課題」であっても、一定の対象事項については、住民投票の対象としないものがあると整理した場合に考えられる項目でございますが、他市町村において除外事項とされている主なものを列挙しているところでございます。

次のページです。「(1) 市の権限に属さない事項」につきましては、市に権限が及ばないものについて住民投票を実施することが妥当であるのか、また、権限が及ばないものであっても市民の意思を表明するために住民投票を実施するべきであるのかといったところが

一番の主要な論点になろうかと思えます。

次のページの2番目ですが、「(2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項」については、当該法令に基づく手続によりまして住民投票を実施することができることから、対象事項から除外するということが考えられます。

3番目といたしましては、「(3) 市の組織、人事又は財務に関する事項」につきましては、政策判断の要素を含まない純然たる内部管理の事項については、住民投票の対象から除外するという整理が一つ考えられます。

「(4) 専ら特定の市民又は地域に関する事項」については、住民投票制度が全市的な意思の把握や、その総意を市政に反映させることを目的としている性質上、「専ら特定の市民」あるいは「専ら特定の地域」に関する事項については、住民投票の対象事項から除外することが考えられるところでございます。

「(5) その他住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項」につきましては、住民投票に付することが適当でない事項というものをあらかじめ全てを列挙することは困難であるということから、概括的な規定を設けるというものです。この規定につきましては、市長の裁量が住民投票の実施を大きく左右するということがございまして、このような規定を置くことに消極的な考え方がある半面、例えば、住民投票を実施することが明らかに適当ではない事案につきまして住民投票が行われようとする場合について、どのような対応をする必要があるのかという観点からの検討も必要ではないかと考えているところでございます。

それから「3 対象事項の規定手法」につきましては、規定の手法に関するものでございますが、これにつきましては、あくまでも手法の問題であると考えられるところでございます。住民投票を実施する対象事項が決まれば、その手法というものはおのずと確定すること、また、常設型の住民投票条例においては、ネガティブリスト方式での規定が一般的であると考えられるところでございまして、対象事項を確定する中で、結果として選択する手法が確定するのではないかと整理できるかと考えているところでございます。

論点第4につきまして、事務局からの説明は、以上でございます。よろしく申し上げます。

●東会長 ここは非常に難しいところでして、色々と議論が出てくるところだと思いますけども、御用意いただいた資料を読むだけでもなかなか大変なことだと思います。つまり、市政の重要な課題というのをどう捉えるかと。できるだけこれを具体化した方がいいということですが、具体化にも限界があろうと。あるところでは概括的な捉え方に留まざるを得ないということもあるかと思われそうです。

また、ポジティブリスト、ネガティブリスト、どういう事項をあらかじめ除外するか、また、どういう事項をあらかじめ住民投票の対象として明記するのか、こういったところが非常に議論があるところだと思いますので、ここは若干、時間の余裕を持って、皆さんの御意見を頂きたいと思うところでございます。

まず、論点整理の1のところですね。「対象事項となる「市政の重要な課題」の考え方」です。ここで一つの考え方が示されているわけですが、特段の定義を設けず、対象事項の範囲については可能な限り捕捉していくと。その前提として、具体的な事案として確定的に規定することは困難であると。そういう理由でもってですね、最終的に、特段の規定を設けず、対象事項の範囲については可能な限り捕捉するということが書かれてあるであろうと思われそうですが、できるだけ具体的に規定することも、一方では求められているというような御説明もありますので、この辺りの調整をどうするかというところが大きな問題であろうかと思えます。全く概括的な規定だけ置いて、具体例を示さないというのも非常

に分かりにくいと思われまので、いくつかの具体的な例を示した上で、一つの例示をした上で、概括的に載せていくのかなという辺りが、事務局が整理された方向性であろうかと思いますが、この点について、皆さんいかがでしょうか。

●福井副会長 質問なんですけども。前も聞いたかとは思いますが、住民投票を起こそうと思ったときに、まず最初に「署名を集めますよ」というのを選挙管理委員会に出するのが、まずスタートなんですよね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 制度設計にもよりますが、一般的には署名を集めるための代表者に資格証明書を交付するような形になります。

各市もそうかと思いますが、その時点で住民投票の対象事項となる事項に、今回の署名請求が当たるのかどうかという判断を、市長がする形になろうかと思えます。それは明文には書かれておりませんが、そのような形になろうかと思えます。ですから、理屈の上では、「これは市政の重要な課題ではないので、代表者証明書を発行しません。」ということは、仮に考えられるところではございますが、そのようなことにつきましては、そのような処分がなされたことに対する不服申立てであったりとか、行政事件訴訟というか裁判の中で解決をするという手法が残されています。

ただ、「市政の重要な事項でない。」ということを経由して代表者の資格証明書を交付しないということは、なかなか、現実に制度ができたときに、当然、そのような取扱いをすることは、かなり難しいのかなということが想定されることではございまして、その段階で署名収集のための代表者証明書を交付しないというのは、現実的には（難しいものです）。明らかに「これは違うだろう。」というものは、当然、却下処分というものは考えられるところなんですけども、通常、一般的に住民投票が起こるであろうというような争議があるような事案に対して、申請に対する却下処分というのがなされるということは、稀であろうということです。

●福井副会長 広く（住民投票を実施する）可能性を高めるのであれば、市政の重要な課題という一文だけで十分なんですけども、これが曖昧なものですから、市長なり選挙管理委員会のさじ加減で、却下されるということもありえるということですよ、要は。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 条文上は、ありえるということです。

●福井副会長 ですよ。じゃあ、ネガティブ・リストだとかポジティブ・リストでこういう条文ですというのがあったときにも、同じように、申請者は「まさしくそこだ」と思っても、市長がこれじゃありませんということもありえませんか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そこは、裁量権をどのように使っていくのかという問題と非常に大きくリンクしているところだと思いますけれども。

まず、市政の重要な課題でないというような判断を現実的に行い、代表者の資格証明書の交付をしないということは、なかなか現実的には難しいのかと。仮に、それがなされた場合は、当然、その後のリコール請求でありますとか、当然、それを交付しなかった市長なのか選挙管理委員会なのかは分かりませんが、交付しなかったことに対する責任というものが問われてくる。それは、地方自治法上の規定のリコール請求であるとか、そのような形での請求につながるものではないかと思われま。

●福井副会長 その時点で、市として何か負担がかかるということはないですよ。つまり、ならないことでも代表者を認めた場合ですね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そうですね。それは制度を作るに当たっての濫用の問題のことかと思いますが、濫用、例えば特定の意図を持って、そのような代表者の資格証明書の請求を何度も提出するというようなことは、理屈の上では考えられるわけですが、また、そういうことが仮に起こった時に、重要な課題（ではないもの、つまり）、明らかに重要な課題でないものについては、これはちょっと違うよねということになると、これははじける（申請を却下することはできる）のですけども。

なかなかその判断が人によってばらつくような、例えば、ある人にとっては、当然に重要な課題なのだと思われようようなもの、ある人にとってはそれは違うよというような状況のものに対して、これは（重要な課題に）当たらないので、（市が）代表者の資格証明書を交付しませんというようなことは、現実的には難しいのではないかなと。

裁量の問題で難しいところが、前段の部分である「市政の重要な課題」というところでも、理論上は（市長が）裁量権を行使するという可能性があるわけで、ただ、その部分の裁量権というのは、実は、市長が行使するのが極めて難しいところでないのかなということが想定されるところであります。ただ、そこで「はじく」のではなくて、例えば、先程（除外規定の中で）お話しをしました「その他住民投票に付することが適当でない」と明らかに認められる事項」というところもありますので、「市政の重要な課題」ではあるのだけれど、そこに当てはまるので、最終的に住民投票を請求することができないというようなことは、理屈の上では出てくる可能性はあります。

●東会長 「市政の重要な課題」の考え方について、立法例が紹介されてますけども、ただ単に「市政運営上の重要事項」とかそれで済ませるのではなくて、広島市の例を見ますと、その後「現在又は将来の市民の福祉に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるもの」とあるとか、あるいは川崎市の例のように、広島市の例に加えて更に「住民の間又は住民、議会若しくは市長の間に重大な意見の相違が認められる状況その他の事情に照らし」とか、更に一定の要件を加えているわけですね。ですから、ただ単に、「市政の重要な課題」ということで済ませるということではないですよ。ある程度、更に要件を加えると。

今の署名代表人ですか、その市長の裁量権についてもありうると。実際には、それはないだろうけども、その最初の段階で署名集めすらできないようなことになる可能性もないわけではない。そこで、「市政の重要な課題」というのをどう判断するか、最初の段階で市長が署名代表人の証明発行を認めるかどうかで裁量の余地があるので、この点は問題であろうかと御発言の趣旨だと思えますけれども。そのことについて、現実には実際にはありえないだろう、それをやったときのリアクションの方がより大きな問題になるだろうという事務局側の説明だというように理解したのですが。

その署名数をですね、これまた次の議論になりますけども、有権者、どこまでが有権者かという問題もあるんですが、有権者の3分の1以上というようなですね、非常にハードルを高くすることによって、要するに、署名が多数集まれば、それは重要な課題であるというように、そちらに投げてしまう方法もあるわけですよ。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そうです。今、御指摘のありましたように、大和市では、3分の1の署名が集まったものは重要なので、それは、実施をしようというような考え方に成り立っているかと思われま。

●東会長 つまり、大和市の場合は、重要事項であるかどうかをこれをもう住民に、市民に預けてしまうという。それで、3分の1というハードルを設けている。そこで、最初の段階で市長の裁量というのはおそらくはないという状態なんでしょうね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 正確に言いますと、大和市につきましては、各号で規定しているネガティブリストはないということなので。「市全体に重要な影響を及ぼす事案」のその後ろで書いてあるように、「住民に直接その意思を問う必要があると認められるもの」という限定を加えておりますので、その意味での限定というのは、大和市においてもあります。大和市につきましては、そこから先のネガティブリストがないということでございます。

●東会長 なるほど。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 補足ですが、立法論といたしまして、例えば、単に市政運営上の重要事項としたときに、それが何なのかというのがよく分からない中で、全くその段階でフィルターがかからないで全ての事案について投票（を実施）するのが果たしてよいのかという問題があるかと思えます。「市政運営上の重要事項」の後ろの部分において、市政運営上の重要事項について、例えば「現在又は将来に重要な影響を及ぼすもの」というような規定をしたときに、市長が（「市政運営上の重要事項」であるかどうか、）その裁量権を判断するに当たっての解釈指針と申しますか、裁量権を運用するに当たって、「現在又は将来に重要な影響を及ぼすもの」というのが「市政運営上の重要事項」であるというような解釈指針になるのと同時に、もう一つ考えられることは、（住民投票を請求しようとする）住民に対して、「市政運営上の重要事項」というものは、あくまでも「現在又は将来に重要な影響を及ぼすもの」とか、そういうおそれがあるものについて「市政運営上の重要事項」ですということを示すことによりまして、住民投票として行えるものの本質と申しますか、そのようなものをそこで表現しているような、二つの考えかたがあるかと思えます。

●福井副会長 今日、住民投票条例が否決された自治体がありましたけれども。今日でしたよね。

●高野委員 浜岡原発の関係ですね。

●江川委員 先程ですね。原発でしたね。

●福井副会長 最初に署名を集める時は、・・・、あれは、・・・。市じゃないですよ、静岡県でしたか。県でしたね、県議会で否決されたんですか。

●江川委員 市議会ではないでしょうか。

●福井副会長 市議会でしたか。最初にそれで、（市長の）裁量権が発動されたということは、逆にとると、市長は（住民投票について）認めてくれたということには、そういうふうな解釈にはならないのでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） それは、署名を集める段階における、その・・・

●福井副会長 もう、議会に提出されて議会で否決されたんです。ですから、署名は集まって議会に提出されたということです。

○事務局（中村市民自治推進課主査） それは、あくまでも地方自治法上の直接請求に基づく条例制定によるものですか。

●福井副会長 そうです。

●高野委員 そうですね、50分の1の署名収集の話です。

○事務局（中村市民自治推進課主査） それでございますと、50分の1の署名を集めて条例案を提案すれば、市長には、必ずその条例案を議会に提出をしなければならない義務が発生するわけです。ですから、それは市長が望む望まないに関わらず、条例案としては提出されることになります。その際に併せて。

●福井副会長 その前の、その、最初に裁量権があるんですよね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） あくまでも、それは、市長が政策としてその条例が好ましいのかそうではないのかと考えているのかという問題と、その署名を集めることに対して良いのか悪いのかということとの判断とは違うということになりますので、仮に市長がどんなに反対をしている条例案であっても、それについては、当然、代表者の資格証明の交付申請について、却下するという話ではないものです。

また、地方自治法上の条例制定の直接請求の手続につきましては、「市政の重要事項」ですとか、そういった規定はないわけですので、例えば、軽微な条例改正の請求であったり、独自の条例を作ってほしいというようなものを条例案と共に署名を集めれば、それは（裁量の問題は発生はせず、）議会に提出することが可能でありますので、その意味では、住民投票条例における今回の「市政の重要な課題」とは何かという問題は、地方自治法上の直接請求の手続においては、発生しないものでございます。

●高野委員 エクセルの分かりやすい表を見てるだけで、中を少し見てるだけで、あれなのですけれども、多くの自治体では、「市政の重要事項」であるとか、「町政運営上の重要事項」であるというふうに記載されて、後は、ネガティブ・リストにするか、ポジティブ・リストにするかというような話になっているみたいなんですけども、実際のところ、これで何か問題が起こって、この書き方、ほとんどの自治体がこういうふうに書いているので、何か問題が起こっているのではないとは思いますが、これで何か問題が起こっているというようなことは、事務局の方で把握していたりとかはありますか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 正確な情報かどうかという問題はあるのですが、確か、代表者が請求代表者資格証明書の交付を申請したのだけでも、その申請を却下して、裁判上の争いが起こったものはあったかと思えます。それが、直接請求に基づく関係のものなのか、個別の自治体の条例による住民投票の事案であるのかは、ちょっと、今、定かではありませんが、そのような争いがあったものは、確かあったということは記憶しております。

リストにもありますように、その「市政運営上の重要な事項」に当たる当たらないという問題はありますが、ある意味、ほぼ標準装備という形で「市政運営上の重要な事項」であって、なおかつ、ネガティブ・リストに当たるものを除外するというのが、一般的な規定かと思われまふけれども、その前段の部分で、「市政運営上の重要事項ではないから、そもそもネガティブ・リストに当たるまでもなく、却下する。」というような議論は、聞こえてきてはおりませんので、その意味での、そこでの「市政の重要な課題」についての整理というのは、他市町村の規定で対応できているのかなと考えられるところであろうかと思ひます。

●高野委員 他の自治体で大きく問題がないという、もともと常設型の住民投票条例自体がそもそもないので、なかなか何ともいえないと思うんですが。問題がないという状況であれば、ネガティブ・リスト、ポジティブ・リスト、どういったものが「できる」、「できない」という細かいものですよね、それを具体的にどういったものにすべきなのかというのを考えていく。はたまた、先ほど出ていた大和市みたいに「除外事項なし」にするよという考え方もあるんじゃないかと。

除外事項なしというのはこの自治体だけということですね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そうです、あとちょっと見たことがありませんので。

基本的には、大和市では3分の1という署名ということもあって、そのようにしたんだと考えます。

●高野委員 税金（についての項目）のが結構、除外（規定）の部分によく載っているんですけど、これはやっぱり、地方税法との兼ね合いとか、そういう話でそぐわないからという理由ですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 一般的に言われているのは、直接請求ができる対象事項から地方税の賦課等については除外されているということを利用して、（住民投票を行うことができる項目の）除外規定として置いている自治体が、いくつかの自治体ではあるということでもあります。そのような整理も考えられるわけですが、他方、本市における市民参加条例において、市民が納付すべき金銭に関する事項について（市民参加手続の対象とするのかどうかという議論の際に、）直接請求の除外規定であることを理由に、市民参加の対象事項とするのかどうかというところの議論では、確かに直接請求ではそのような規定が、（そのような）制約の規定があるのだけれども、あえて載せているということをお察した時に、本市において、（住民投票についても）その整理だとした場合に、その項目を載せるのはどうなのかということがございまして、今回については、その部分については項目としては載せていないところでございまして、ただ、その議論と住民投票（における議論と）は別の議論なのだということも理論上考えられるところでございまして、そこは御議論いただければと考えているところでございまして、

今ありました、その、一応、今回（除外項目として）載せたものは、比較的オーソドックスなところで(1)から(5)まで載せて整理したところでございまして、これに限定されるという趣旨ではございませぬので。例えば、他市の事例等において、こういう項目が入っているんで、これについては入れるべきでないかとか、載っているけれども本市ではいらぬのではないかという議論も含めて考えられるわけですので、そこは御議論いただければと思ひます。

●東会長 紹介されている事例を見ますと、一つだけ注目する点があると思うのですが、重要事項についてですね、「市民の福祉」といった言葉が入っていたり、重要事項について一定の内容について絞りをかけるということと、もう一つはですね、住民投票の必要性ということを明記するのか明記しないのかということ。これは立法例が分かれているように思うんですが。紹介されていないということなのかもしれませんが、広島市の住民投票条例の場合にですね、特に住民投票において、住民の意思を確認する必要性というのは、この紹介例の中にはないと。ところが、川崎市の場合、第2条で「住民の意思を確認する必要があるもの」といった規定。それから、我孫子市の場合の第2条第1項で、要件として、「市民に直接その賛否を問う必要があると認められるもの」。大和市の場合、「住民に直接その意思を問う必要があると認められるもの」。住民投票の必要性があるということですね、住民投票を実施するための要件に掲げてあるものがここで紹介されているのはそれが多いわけですけども、必要性ということの規定していない条例もあるのかなと。

必要性を規定すると考えますと、必要性の判断がどこで行なわれるのか。必要性の判断の行われる段階の問題もありますね。先ほどから議論になっています、その、署名集めですね、最初の段階で必要性がないのだと「はね」てしまう可能性もあり得ますし、署名が集まったのだけでも、住民投票をやる必要性があるのかどうかというのを、誰がじゃあ判断するのかと。市長が判断するのか、議会が判断するのか。必要性ということをや要件の中に入れるか入れないかによってですね、かなり大きな違いが出ると思うのですが、実際に住民投票が実施できるかどうか。この点の立法例を見てですね、どちらが多いか少ないか、まだ、十分お調べじゃないと思うのですけれども、その辺りも一つ調べなければいけない問題なのかなと感じた次第なんです。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 今、非常に重要な指摘であったかと思いますが、まず、（このような規定は、）市政運営上の重要事項について確定的な定義をするために設けられている規定ではなくて、実は、「住民投票というものは、苫小牧市においてどのような形で位置付けられているのか。」ということを示すために、「重要事項とは何々である。」というような説明部分としての立法趣旨であるということも、当然、考えられるところでございます。例えば、ここで「苫小牧市は、どのようなものに対して住民投票を実施するということを想定しているのか。」ということはこの項目、つまり、「市政運営上の重要事項とは、こうこう、こういうものである。」ということを示すということに、別な意味で意味のあることだということなんです。

●東会長 時間の関係もございまして、進行させていただきますけれども。

この論点につきましては、まだ検討の余地があるかと思えますし、私自身もですね、その検討の必要性を感じておりますので、この点については、ちょっと皆さん宿題ということでですね、更にお調べいただいて、もちろん、我々委員も調べるということですね、今日の議論は継続審議ということで、次の方の御説明をいただきたいと思うのですが。

## 【第5 住民投票の投票資格及び請求資格】

○事務局（中村市民自治推進課主査） それでは「第5 住民投票の投票資格及び請求資格」につきまして、御説明いたします。

この項目につきましては、具体的に住民投票を実施する場合についての投票の資格及び住民投票の実施を請求するための資格につきまして、その年齢要件及び住所要件について



どのようにするのかといった論点でございます。

なお、投票資格及び請求資格につきましては、イコールであるという前提として、以下のペーパーを作成しております。別な整理も考えられるということであれば、その議論は当然、議論していただければと思います。

「1 年齢要件」につきましては、大きく分けて「20歳以上」とする考え方と「20歳未満の特定年齢以上」とする考え方に分かれるものであると考えられます。

20歳以上とする考え方につきましては、公職選挙法の選挙権年齢が20歳であること、また、民法上の成人年齢が20歳とされていることを根拠としているものと考えられます。また、選挙権と同一の要件とすることによりまして、選挙人名簿を活用することが可能となるといった、投票の実務の点からの利点も考えられるところでございます。

一方、20歳未満の特定年齢以下として設定する考え方につきましては、選挙権と住民投票の投票権とは別整理をするという考え方での整理になろうかと思えます。この場合、住民投票の投票権を行使するための適正年齢について検討する必要があるかと思えます。また、未成年に対する政治的啓発としての効果を期待することや、若年層に対する教育的効果を期待するといった視点から、対象年齢を引き下げるといった議論も考えられるところでございます。

このような効果を期待することを目的とした対象年齢の引き下げについては、住民投票の投票資格とは別に整理をすべきではないかという考え方もあろうかと思えます。

「2 住所要件」につきましては、公職選挙法における地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権についての考え方が参考になろうかと思われます。この中では「その団体の住民として選挙に参加するためには、少なくとも一定期間をそこに住み、地縁的關係も深く、かつ、ある程度団体内の事情にも通じていることが必要である」というのが、公職選挙法の考え方でありまして、ここから「引き続き3か月以上当該地方公共団体の区域内に住所を有する者」という要件が導き出されているところでございます。

なお、参考資料といたしまして、公職選挙法上の「地方選挙権に3箇月の住所要件を設けた理由」につきまして、また、住民投票の「投票資格として20歳未満を基準としている例」について添付をしてございますので、併せて御確認をお願いします。

また、これから資料を配布したいと思えますが、本市の総合政策部政策推進室政策推進課ホームページで公表されております、平成24年7月31日現在の「年齢別人口」につきまして配布をいたしますので、併せて御参考とさせていただきます。

論点第5につきまして、事務局からの説明は、以上です。よろしく申し上げます。

●東会長 ありがとうございます。この点につきまして、年齢要件、いわゆる20歳以上という選挙権と同じにするか、あるいはそれより引き下げて18歳とするのか。

憲法改正における国民投票法における投票権、それとの関連で、今後法制上の整備がなされる18歳になるのか、その辺りに落ち着くのでしょうかけれども、それはまた別な議論といたしまして、必ずしも、選挙権年齢と一致させる必要性はないと。18歳でも法律上問題はないということが一点ですね。

あと、もう一つ住所要件。これは、選挙権の場合に倣って、住所要件を引き続き3箇月以上当該地方公共団体の区域内に住所を有するものという形にするのか、あと、もう一つは、私は、問題だと思っているのは、自治基本条例の方の「市民」なんです。あちらの方の市民の定義は広いわけですし、そちらの方に引きずられてしまうと、なかなかこの住民投票がですね、果たして本当の住民投票になるのかなという懸念もありますので、やはり住所要件、これは重要であろうと。年齢よりももっと重要なかもしれないというふうに、私自身個人的には思っております。

ここで、住所要件、公職選挙法における住所要件ですから、当然、日本国籍を有する者ということで、考えられていることでしょうね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） もう一度、よろしいでしょうか。

●東会長 つまり、住所要件ということで、公職選挙法では選挙権ということで住所要件が述べられていますので、日本国籍を有する日本国民たる苫小牧市民、住民ということでお考えになっているということですね、ここでは。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 技術的な問題として、選挙人名簿は、当然、公職選挙法に基づいて作られているわけで、それにつきましては引き続き3箇月以上住民基本台帳に記録されている者が対象とされているということでございます。また、現実的にはどの時点で、例えば、昨日来た人、昨日市民となった人について、直ちに住民投票が行われる場合に対象とするのかどうかといった問題もあるということで、技術的な問題、公職選挙法の問題もありますけども、制度設計として住所要件を課している自治体が一般的だということでございます。

それは、日本国籍を有する住民、日本国民のみを対象としての3箇月という話とは、違う整理になるかと思いますが、考え方の一つとして、公職選挙法が3箇月の住所要件を設けているというのは、一定の地区に一定（の期間）以上住み続けている人が、そのような権利を行使することが妥当であるという整理がなされているということなので、それが、住民投票の制度設計においても一つの考え方になるかということで、提示しているところです。

●東会長 今回の御説明の趣旨では、住所要件はあくまで住所ということで限定して引き続き3箇月以上ということであって、国籍等の問題は、これはまた別であると整理されたというふうに理解してよろしいのですね、ここでは。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 制度的なことというか、具体的に制度として作ったときに、どのように何をもって住民を把握するのかという問題が、現実の問題としてある中で、一般的には住民基本台帳に登録されている人という枠を設けて、実際に投票ができる人を確定していかなければならないという実務上の要請というの、3箇月というものの中には含まれているのかなと考えているところでもあります。

●東会長 年齢要件と住所要件のこの2点ですが、まず、年齢要件についてはいかがでしょうか。

実際、制度ができて運用するときには公職選挙法を準用して運用している例が多いということで、投票要件は20歳以上と、そういった例が多いということなんですかね、現状では。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 現状としては、なかなか20歳がスタンダードであるとまでは言えないと思います。

●福井副会長 18歳が多いです。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 18歳としているところが常設型の中では比較的

多いというのが事実としてはあります。

●東会長 18歳とした場合の運用上の問題点というのがあるんでしょうか、20歳じゃなくて、18歳とした場合の。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 外国人とか、例えば市外居住者の市民をどう考えるかという議論を別にしておいて、20歳と18歳という問題ですが、一般的には20歳ということになると選挙人名簿を公職選挙法上の既に現行の制度としてある制度を活用することが考えられるわけで、それが一番理にかなっているということで、20歳ということはそれなりの説得力を持つかと思います。

また、18歳にしたときに、選挙人名簿としては、現在、公職選挙法上の選挙人名簿というのは（18歳を含むものは）ないわけですし、18歳、19歳をどのように把握するのかという問題もあります。それは、例えば20歳までは選挙人名簿を使うけれども、18歳、19歳については、新たに抽出する名簿ということには、現実的にはならないわけでごさいます、制度としては住民基本台帳から一定の要件を満たした者を抽出して、名簿を作るという作業になろうかと思います。実務的にはそのような形になります。

●東会長 さほど大きな困難はないと。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 技術的な困難はない、困難というか、理論上は制度設計をすれば、可能であるということになると思います。

●東会長 はい

○事務局（中村市民自治推進課主査） それをどのようにお金をかけて（調製して）いくのかという問題がありますが、それはちょっとここでは（しないでおきます）。

●高野委員 市民参加条例を作ったときに、18歳にした理由は何でしたか。ここに書いておりましたか。私も詳しく分からないのですけれども。

●福井副会長 市民参加条例を18歳にですか。

●高野委員 市民参加条例の第17条で、政策提案できるのは18歳以上にしたことの原因ってというのが後ろの方に少しのことは載ってたんですけど、そういう話が出たんですけどね、検討のときに。

●福井副会長 その時は、16歳というのが多かったような。議論の中では、16歳、中学を出て働いている人がいるが、いるっていう話が主で、現実的にはごく少数だということで、ずれて18歳くらいになった。そんなに深い議論はしていなかったような気がしていますけども。

●高野委員 これ、条例を作るときの法設計の話になると思うんですけど、整合性が取れなくなると、どうなんだという突っ込みがかなりくるのではないですか。市民参加条例（の市民政策提案制度）を、例えば20歳に改正するか、それとも今回作る条例を18歳にするのか、どちらかいずれか多分整合性を取れるようにしないと。一方では18歳で規定、

こっちは20歳でないと駄目だとなると、使える制度としてやっぱり制度設計されていないんじゃないと突込みが必ずくると思うので。

既存のもので18歳というふうにしてしまっているのであれば、18歳という条件っていうのはあながち間違っていないのかな。ただ、先ほど言ったように、18歳、19歳は、今、こう見ると3千人くらいいるみたいですけど、それをどうやって抽出していくのかという問題というのは出てくるかなとは思いますが。他の条例、苫小牧市のですよ。他の条例と整合性の取れるようなものを作っていくとまずいんじゃないかなとは思っているので、そこを考えると18歳っていう考え方も、普通に考えられる話かなとは、ちょっと今、記録を読んで思ったのですが。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 今の委員の御指摘につきましては、二つの整理がありえるかと思えます。

一つは、現状の市民参加条例の中で18歳というものを対象とした政策提案制度があるところでの整合性を図る上から、18歳とする整理。もう一つは、何歳に対してどのような権利を制度として保障していくのかということは、個別の制度に応じて考えられるべきであるので、18歳であったり、20歳であったりという整理もあるというような、多分二つの考えがあろうかと思えます。

一番大きいのは、20歳とするものであっても、それは公職選挙法で確かに20歳とあるのだけれども、じゃあ、なぜ公職選挙法と同じであれば20歳であるのかという問いに対しては、実は答えていないという話です。それは、16歳とか18歳の時には、そういうことが求められるのだけれども、じゃあ、本当に20歳というのが整合性というか、20歳っていうのは何ですかというのは、それは別に考えなければならぬところではあるかと思えます。

そこは、どのような対象者に対して、権利として保障していく制度設計をしていくのかという、年齢面、権利保障の面から、あるいはまた実務上の観点から、総合的に判断して最終的な結論を出していただきたいと思えますので。

ただ、どのような（者を住民投票の）名簿対象者とするのかということの議論も、大きく左右してくるところですので、現時点で「20歳とします」とか、今日でもう結論を出して「18歳とします。」というのは、なかなか難しいのかなと思えますので、色々、御議論いただいた中で、一度、論点といわれているものを（全て）流した後に、最後議論するというのもよろしいかと思えます。

●高野委員 時間が。持ち帰るといのも（方法でしょうか）。

●東会長 一点だけ、私の個人的な見解を補足として。一つの理論的な考え方ですけども、現行の二元型代表制を補完するものとして住民投票条例を位置付けると。そうした場合に、公職の選挙における有権者の範囲と違った18歳にした場合、住民投票の投票資格を18歳にした場合、ずれができますよね、有権者の範囲に。その時に、制度を補完するものであるといったときに、補完の意味が、つまり、同じ有権者の中で補完するというのと、新たな有権者を18歳から19歳の有権者を入れることによってですね、現行の20歳以上の有権者では不十分だと考えられる意見をそこで吸い上げるという意味で補完するのかという考え方もできるわけで。そこにずれを認めていくということになった場合、どういふふうな問題があるのだろうかということも、今、ふと考えたところでして。

今日、今は結論が出ませんので、そういった多様な考え方があるということも前提にして、最終の整理まとめの時にもう一度、意見を集約していくと。今日の議論はこの辺りで

留めた方がよろしいのかなと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。じゃあ、特に異論がないということで。

今日ですね、論点によって非常に議論があるところ、そうでないところ、そういうところもございますので、進行、一応の目安が示されておりますけれど、色々ずれこむ可能性があると。それを最後の2回で上手くまとめていくと、進行したいと思いますので、よろしく御協力の程お願いします。それではあ、今日はこれで。

後は、事務局の方で何かございますか。

#### (4) その他

○事務局（中村市民自治推進課主査） 「その他」といたしまして、次回開催につきまして、東会長からもお話のありました、火曜日、水曜日、木曜日辺りで調整をしたいという話なんですけども、現時点で第2回目の開催につきましては、事務局といたしましては、11月13日の火曜日・14日の水曜日・15日の木曜日、又はその翌週でございます20日の火曜日、21日の水曜日の中からですね、選定したいと考えております。

特に、支障がなければ11月15日の木曜日で開催できればと考えておりますけれども、御都合の悪い場合は、別途、調整したいと思いますが、現時点で15日が御都合が付かないという方はいらっしゃいますでしょうか。

●佐々木委員 15日は、都合が（付きません）。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そうしましたら、これから日程調整表について、紙でお配りしたいと思いますので、都合が悪い日に×を付けていただくか、後日、連絡いただいて。

●福井副会長 14日の水曜日は駄目なのでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 14日の水曜日。それでは、11月14日の水曜日はいかがでしょうか。

●東会長 14日で支障なしということであれば、14日で。

●委員 （支障なしの声）

○事務局（中村市民自治推進課主査） それでは、特に11月14日の水曜日がまずいという御意見がございませんので、正式には再度、通知したいと思いますが、11月14日の水曜日に開催という前提で、作業を進めさせていただきたいと思いますので、御協力の程、よろしく願いいたします。

●東会長 ありがとうございます。11月14日の水曜日、18時30分で調整したいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、今日は、これで閉会といたします。どうもありがとうございました。

## 7 閉会